

西予市建設業者格付要領

平成16年4月1日

西予市告示第585号

(目的)

第1条 この告示は、西予市建設工事請負業者選定要領(平成16年西予市告示第581号)第3条に規定する格付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(格付実施方法)

第2条 市内に主たる営業所を有する業者(以下「市内業者」という。)の格付は、次の算式により格付総合数値を算出し、別表第1の基準により行うものとする。

算式

$$\text{客観評点} + \text{主観評点} - \text{減点評点}$$

2 前項の客観評点、主観評点及び減点評点は、次の各号に掲げる要素により算出する。

(1) 客観要素 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査のうち、建設工事入札参加資格審査申請時において直近のものの総合評定値とする。

(2) 主観要素

- ア 工事種類別工事成績
- イ 市内業者加算
- ウ 表彰受賞歴
- エ 防災協定

(3) 減点要素

- ア 法に基づく監督処分等
- イ 指名停止処分

3 前項の主観要素及び減点要素による評点の算出方法は、別表第2のとおりとする。

(市外業者の格付実施方法)

第3条 市内に主たる営業所を有しない業者の格付については、前条第2項で規定する客観評点から減点評点を減じて得た格付総合数値に基づき、別表第1の基準により行うものとする。

(格付の時期)

第4条 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。

- 2 新規に入札参加資格を有することとなった者の格付は、西予市格付委員会に諮り決定する。この場合、格付の有効期間は次回の格付までの期間とする。
(格付結果の通知)

第5条 前3条の規定に基づき格付を行った場合は、西予市建設工事有資格者名簿を作成し、西予市ホームページ及び総務部財政課契約監理室において閲覧に供する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定により、平成16年度における市内業者の格付を決定するにあたり、主観評点60点を加算するものとする。

附 則 ([平成19年告示第65号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成 21 年告示第 103 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成 22 年告示第 93 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成 24 年告示第 100 号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、平成25年度から建設業者の格付を行う者について適用し、平成24年度までに建設業者の格付を行った者については、なお従前の例による。

附 則 ([平成 25 年告示第 55 号](#))

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 ([平成 26 年告示第 106 号](#))

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 ([平成 26 年告示第 135 号](#))

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西予市建設工事請負業者選定要領の規定は、平成26年10月1日以後に行う競争入札業者の選定及び随意契約の相手方の選定(以下「競争入札業

者の選定等」という。)から適用し、同日前に行う競争入札業者の選定等については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年告示第 75 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年西予市告示第 48 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年西予市告示第 50 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条及び第3条関係)

土木

格付等級	A	B	C	D
格付評点	850点以上	850点未満 750点以上	750点未満 650点以上	650点未満
設計金額	全工事	5000万円未満	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	7社以上	5社以上	5社以上	3社以上

建築

格付等級	A	B	C	D
格付評点	850点以上	850点未満 750点以上	750点未満 650点以上	650点未満
設計金額	全工事	1億5000万円未満	6000万円未満	3000万円未満
指名業者数	7社以上	5社以上	5社以上	3社以上

舗装

格付等級	A	B	C
格付評点	850点以上	850点未満 800点以上	800点未満
設計金額	全工事	2000万円未満	1000万円未満
指名業者数	5社以上	3社以上	3社以上

電気

格付等級	A	B	C
格付評点	900点以上	900点未満 700点以上	700点未満
設計金額	全工事	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	5社以上	3社以上	3社以上

管・水道施設

格付等級	A	B	C
格付評点	800点以上	800点未満 700点以上	700点未満
設計金額	全工事	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	5社以上	3社以上	3社以上

その他

格付等級	A	B	C
格付評点	800点以上	800点未満 600点以上	600点未満
設計金額	全工事	3000万円未満	1000万円未満
指名業者数	7社以上	5社以上	3社以上

別表第2(第2条関係)

主 觀 要 素	1 工事種類別工事成績 次の算式により工事成績点を算出し、実績のある建設工事の種類(以下「業種」という)についてのみ当該点数を加算する (過去2年間の平均工事成績-65点)×10 平均工事成績は小数点以下第1位(小数点第2位を四捨五入)まで計算し、算式結果は小数点以下を切上げ、整数値とする。
	2 市内業者加算 前項の要件に該当しない業種については、次の算式により加算する。 5点×10
	3 表彰受賞歴 過去2年間に次の表彰を受けた者について、1件につき10点を格付を行う全ての業種に加算する。 (1) 優良建設工事知事表彰 (2) 建設業退職金共済制度普及協力者表彰 (厚生労働大臣及び建設業退職金共催理事長表彰) (3) 建設雇用改善優良事業所知事表彰 (4) 全国安全週間表彰 (厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰)
	4 防災協定 西予市と防災協定を締結している者について、格付を行う全ての業種に10点を加算する。
	過去2年間において以下の処分を受けた者について、当該点数を格付を行う全ての業種において減ずる。 1 法に基づく監督処分等 (1) 指示(法第28条第1項) 10点 (2) 営業停止(法第28条第3項) 営業停止期間の日数に応じ、次に掲げる点数 ア 10日未満 15点 イ 10日～19日 20点 ウ 20日～29日 25点 エ 30日以上 30点 2 指名停止処分 1月につき 5点 2件以上の場合は、延べ月数とする。 指名停止期間が1月に満たない場合は1月として算定する。